

(保育所版)

令和5年度

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書

八幡浜市立白浜保育所

社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会

福祉サービス第三者評価結果公表事項

① 第三者評価機関名

社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会

② 施設・事業所情報

名称：八幡浜市立白浜保育所		種別：保育所	
代表者氏名：菊池 緑		定員（利用人数）：150名（134名）	
所在地：八幡浜市裁判所通1550番地20			
TEL：0894-22-2454		ホームページ： http://www.atomgroup.jp	
【施設・事業所の概要】			
開設年月日 昭和25年4月30日			
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 和泉蓮華会			
職員数	常勤職員：	17名	非常勤職員 20名
専門職員	保育士	19名	調理員 5名
	栄養士	1名	園務員 1名
	看護師	1名	
施設・設備 の概要	（居室数）		（設備等）
	乳児室・保育室		鉄筋コンクリート造2階建て

③ 理念・基本方針

【理念】

子どもの最善の利益を考慮し、子どもに最もふさわしい生活の場を保障します

【基本方針】

- ・ 十分養護の行き届いた環境のもとで、基本的な習慣や態度を養います
- ・ 自主的な活動を大切にし、生活経験に即した総合的な保育を行います
- ・ 子どもの人権に配慮し、お互いに尊重する心と共に生きる喜びを育みます
- ・ 地域や関係機関と連携し、保護者や地域の子育て家庭を支えています

④ 施設・事業所の特徴的な取組

園は市内中心部にあり、近隣には小学校や裁判所、高齢者福祉施設、商業施設などが立ち並び、生活を送る上で利便性が良い。平成28年4月に、八幡浜市から社会福祉法人和泉蓮華会に民間委託された7年目を迎える公設民営の保育所である。0歳児の保育の受け入れにも対応できる比較的規模の大きな園で、コロナ禍以前には小学校の児童や高齢者福祉施設の利用者と活発な交流が行われ、活気に満ちた雰囲気となっていたが、コロナ禍が続いていたこともあり、高齢者等との交流が自粛され、所長は、「交流等を再開したい」と考えている。

また、法人・園として、保育士や職員の確保に努め、有給休暇の取得促進や短時間の勤務への対応、再雇用等の保育士の活用など、働きやすい職場環境づくりに努めている。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和5年4月13日（契約日） ～ 令和5年11月14日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	2回（平成30年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

当園は、平成28年4月に、八幡浜市から社会福祉法人和泉蓮華会に民間委託された公設民営の保育所である。近隣の小児科医院と連携して、八幡浜市病児・病後児保育施設「キッズケア・しらはま」を運営し、市内で唯一の病児保育が行われている。

また、他の保育所等を利用している子どもも受け入れ可能な休日保育を実施するほか、21時までの延長保育に対応するなど、利用する子どもの人数は多くないものの、子育て家庭等からの多様なニーズに対応をしている。

園では、子どもと保育士と一緒に、野菜の収穫やフラダンス、小動物の世話、英語教室、高齢者福祉施設の利用者と交流するなどの活発な活動を行い、楽しく温かな雰囲気与生活を送ることができている。また、保護者との連携も十分に図られ、職員と良好な関係を築くことができている。

◇改善を求められる点

所長は、職員がやりがいをもって保育に取り組めるように、働きやすい職場環境づくりに真摯に取り組んでいる。今後は、園全体で共通認識が持てるように、所長等から職員に対して、園全体の課題や保育所運営への思いを十分に伝えるなど、課題解決に向けて、工夫された取り組みが行われることを期待したい。

子どものプライバシー保護への取り組みマニュアルや、園として、保育の標準的な実施方法の整備について、より充実した内容となるように園全体で検討を行い、職員への周知徹底が図られ、統一した保育の提供が行われることを期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受けるにあたっては不安な面もありましたが、職員全員で振り返りや評価を行っていく中で、改めて自園の強みと弱みが明確になり、とても良い学びの機会となりました。また、評価をしていただくことで、中・長期計画の構築や、マニュアルの整備など、園としての課題が明確化し、どのような視点で見直すべきかを確認することが出来ました。今後はそれらの課題解決に取り組むと共に、保育方針や考え方などを園全体で検討する機会を設け、共通理解のもとで、統一した保育の提供が出来るよう努めて参りたいと思います。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
理念、基本方針はパンフレットやホームページの中に掲載するとともに、入所時に保護者に渡す入所のしおりの中に明文化され、職員や保護者への周知が図られている。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	Ⓐ・b・c
所長等は、年2回八幡浜市子ども子育て会議に出席し、地域の子どもの人数や関係情報を収集するほか、社会福祉の動向の把握に努めている。把握した情報をもとに、法人本部と所長等が連携し、経営状況等の分析が行われている。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	Ⓐ・b・c
毎月、法人内で事業内容や経営状況の検討を行い、課題を明確にしている。また、改善点等が経営内容検討表に取りまとめられ、職員間で共有するとともに、課題等の改善や解決に向けて取り組んでいる。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・Ⓑ・c
理念に基づき、今後のビジョンを明確にした上で、中・長期計画を策定するとともに、必要に応じて、随時計画の見直しが行われている。今後は、中・長期計画に連動した中・長期の収支計画等の策定が行われることを期待したい。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
中・長期計画を踏まえて、単年度の事業計画を策定している。月毎の利用予定人数等を具体的に数値化した上で、適切な事業計画や収支計画が策定されている。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	Ⓐ・b・c
年度末に開催する職員会で、事業計画の検証や見直しが行われている。事業計画は、法人本部と所長等が連携して策定し、年度始めの職員会で、職員への周知が図られている。		

7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	㉑・b・c
事業計画の内容を分かりやすくまとめて園だよりに掲載するほか、重要事項説明書や行事計画等を活用して、保護者等へ周知し、理解促進に努めている。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・㉒・c
<p>今回が2回目の第三者評価の受審で、組織的かつ計画的に質の向上に向けた取り組みが行われている。第三者評価の受審や職員による自己評価を通して、園の課題を明確にし、質の高い保育の提供に繋げている。また、年1回保護者アンケートを実施し、保護者から忌憚のない意見や要望を収集するとともに、集計して分析を行い、課題を明確にしている。今後は、所長等が考える園全体の課題を文書化したり、保育所運営への思いを職員に伝えたりするなど、より工夫された取り組みが行われることを期待したい。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果に基づき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	㉑・b・c
<p>評価結果を全ての職員で共有し、課題解決に向けて取り組んでいる。今回の評価結果から明確となった課題分析を行うほか、職員間で話し合い、計画的に課題解決へ取り組むことを予定している。また、保護者アンケートで出された意見を真摯に受け止めて、改善に向けて取り組んでいる。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	㉑・b・c
<p>園として、職務分担表や有事における所長の役割と責任、所長不在時の対応を明文化している。また、職員会等で職員に配布し、所長自らの役割や責任を表明している。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	㉑・b・c
<p>遵守すべき法令をリスト化し、いつでも職員が閲覧できるようにしている。また、所長は、研修等に参加して法令の改正等の把握に努め、新たに知り得た情報はその都度職員に周知するなど、理解促進に努めている。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	㉑・b・c
<p>所長等は、職員自らが自信をもって保育が行えるように、保育場面に応じて必要な見守りをするほか、適切な指導や異なった視点で助言をしている。また、保護者アンケートの結果を真摯に受け止めるとともに、職員から丁寧に意見を聞きながら、課題改善や保育の質の向上に向けて、指導力を発揮している。</p>		

13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	㉠・b・c
光熱水費や食材等の物価高騰で諸経費がかさみ、法人本部と相談するほか、主任や副主任、現場の職員から意見を聞きながら、所長はコスト削減等の経営改善に向けて、指導力を発揮している。今後、園として保育ソフトを導入し、記録や情報共有のICT化を行うなど、より職員の業務の効率化を役立てることを予定している。		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	㉠・b・c
法人本部として、職員採用等の人材確保が行われている。福祉人材確保の計画や、保育士・保育教諭の資格取得支援に関する規程等を策定し、人材の確保や資格取得支援、定着に向けた取り組みが行われている。		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	㉠・b・c
法人本部で、総合的な人事管理が行われている。理念、基本方針に基づき、期待する職員像や人事基準を明文化し、園内に掲示等を行うことで、職員への周知が図られている。また、保育士・保育教諭キャリアパスが設けられ、職位等で求められる研修受講や必要な能力等の明記を行うなど、職員の目標設定やキャリア形成に活用している。		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	㉠・b・c
所長は、職員による自己評価管理シートなどの提出後に、職員一人ひとりと面談する機会を設けて、就業状況や意向の把握に努めている。職員への有給休暇の取得を促すほか、短時間の勤務への対応や再雇用等の保育士を有効に配置するなど、職員のワークライフバランスや働きやすい職場環境への配慮も行われている。さらに、法人内には、就業に関する相談窓口を設けて、各種ハラスメントの防止の周知徹底に努めるなど、より職員が安心して働けるような環境の整備も行われている。		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㉠・b・c
所長は、期待する職員像を職員に伝えるとともに、年度毎に職員の就業年数や特性等に考慮し、体系的な研修計画を策定している。職員は、計画に沿って研修を受講する機会が設けられ、やりがいやスキルアップに繋げることができている。また、所長は職員との個別面談の際に、自己評価の結果に基づいて目標達成の状況等を確認するほか、必要な指導や助言を行うなど、職員の育成に努めている。		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	㉠・b・c
法人・園として、職員の教育・研修に関する基本方針や体系的な研修計画を策定している。職員は、自主研修や幼保キャリアアップ研修、園内研修のほか、外部研修に参加し、知識や技術の向上に繋げている。		

19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	㉠・b・c
体系的な研修計画が策定され、職員一人ひとりの必要となる知識や技術の水準に応じた研修に参加する機会が設けられている。また、研修に参加した職員は、研修報告書を作成し、園内で回覧を行うなど、職員間の情報共有に努めている。		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	㉠・b・c
法人・園として、実習生等の受け入れに関する留意事項や受け入れの流れを文書化した保育実習マニュアルなどを策定している。また、地域の養成校と主任保育士が連携を図り、実習生等の意向を把握した上で、一人ひとりに合わせた実習計画を策定するなど、受入体制を整備し、実習生の受け入れに対応をしている。		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	㉠・b・c
ホームページやパンフレット、園内の写真掲示等を活用して、理念、基本方針、保育内容等の情報公開が行われている。また、法人のホームページには、収支計算書や貸借対照表等を掲載しているほか、決算書を保護者に配付するなど、経営の透明性の確保に努めている。		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	㉠・b・c
法人本部と園の事務員等が連携し、経理規程に則った適正な財務処理が行われている。各種規程を事務所に置き、職員はいつでも閲覧できるようになっている。また、年1回園の内部監査が行われ、指導監査報告書を作成するほか、法人として、監事監査の要点とチェックポイントに沿って、公認会計士による適正な運営のための監査や確認が行われている。さらに、監査で指摘された場合には、指導監査の指摘事項に対する改善報告書を作成するとともに、課題等の改善に向けて具体的に検証を行うなど、適正な運営の取り組みや仕組みづくりが構築されている。		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㉠・b・c
コロナ禍において、地域との交流できる機会は減少している。園では、年長児による「白浜ジュニア交通安全隊」を結成し、警察署と協力して地域住民に交通安全を呼びかけたり、近隣の高齢者福祉施設の行事等に参加し、交流をしたりしている。感染拡大等が続いていたが、状況を見極めながら、今年度は地域の小学校との交通安全教室の合同行事に参加協力するなど、園として以前のような地域交流の再開を予定している。		

24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	㉑・b・c
ボランティア受け入れに関する基本姿勢やボランティア受け入れマニュアルを整備し、ボランティアの登録手続等を明記するなど、受け入れの協力が行われている。ボランティアの受け入れの際には、事前に注意事項や活動内容などのオリエンテーションを行うなど、参加者への配慮も行われている。また、地域の中学生の職場体験や高校生のインターンシップ実習の受け入れにも協力をしている。		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㉑・b・c
関係機関・団体の連絡先を明記した関係機関連絡表や八幡浜市社会資源リストを作成し、必要に応じてスムーズに連絡や連携を図れるように職員へ周知している。愛宕ブロック子育ての会への参加を通して、地域の関係機関との情報共有や見守り体制の構築などの連携に努めている。また、障がいのある子どもには、平時から病院等の専門機関と連携し、必要な支援を受けられる体制の整備にも努めている。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	㉑・b・c
愛宕ブロック子育ての会や八幡浜市子ども・子育て会議、八幡浜市保育協議会、公立保育所の所長会議等に、所長等が参画し、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動が行われている。	㉑・b・c
八幡浜市が実施するマイ保育所事業に協力し、子育て家庭の悩み相談等に応じている。また、八幡浜市内で唯一、休日保育や21時までの延長保育に対応するほか、近隣の小児科医院と連携して、八幡浜市病児・病後児保育施設「キッズケア・しらはま」の病児保育の運営を行うなど、多様な地域の課題や福祉ニーズへの対応に努めている。また、園は災害時の指定避難所・指定緊急避難場所に指定され、地区の防災倉庫を設置するなど、備蓄品も確保されている。		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉑・b・c
理念や基本方針の中に、子どもを尊重した保育を明記するとともに、反映した保育計画を策定している。職員会を活用して、保育の振り返りや課題改善に向けて話し合うなど、子どもを尊重した保育の提供に努めている。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等に配慮した保育が行われている。	a・㉒・c
子どものプライバシー保護に配慮し、シャワーや着替え、オムツ交換にパーテーションを使用するなど、外部等から見えないようにする取り組みが行われている。今後は、プライバシー保護と個人情報保護の違いを検討し、より充実したプライバシー保護への配慮が行われることを期待したい。		

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	㉠・b・c
ホームページや園のパンフレットを活用して、理念や基本方針、保育内容を掲載するなど、必要な情報を提供している。また、利用希望者に対して、個別に園内の見学に対応するほか、保育内容や利用料金を説明するなど、保育所選択に必要な情報提供に努めている。		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	㉠・b・c
入所前や入所時に、入所のしおりや保育所等の利用の仕方を利用して、保護者等に保育内容等の分かりやすい説明が行われている。重要事項説明書の中に、利用の開始及び終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項等を記載している。また、保育を変更する際には、個別に保護者に手順等を丁寧に説明するとともに、市行政で定められている変更届等を提出してもらっている。		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	㉠・b・c
他園等への転所時には、転園先に児童票や個別指導計画等を送付するほか、必要に応じて連絡を取り合い、口頭で配慮事項等を伝えている。また、卒所児には、保育所児童保育要録を小学校に送付するなど、保育の継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	㉠・b・c
年1回、保護者アンケートを実施するほか、行事の開催時にも、保護者から意見や要望の聞き取りが行われている。アンケートの集計結果は、職員会等で話し合うとともに、出された意見を真摯に受け止めて改善計画を策定するなど、利用者満足の向上や解決に向けた具体的な方策に取り組んでいる。		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㉠・b・c
相談・苦情受付担当者や責任者、第三者委員を設置するほか、苦情対応マニュアルを整備するなど、苦情解決の仕組みが構築されている。重要事項説明書等の中に記載するほか、園内への掲示等を行うなど、苦情受付や解決方法などを保護者へ周知している。また、相談や苦情内容は、保護者やりとりノートに記録を残すとともに、苦情等の解決に向けて職員間で話し合い、迅速な対応のほか、苦情解決結果の公表が行われている。		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	㉠・b・c
入所のしおりなどを活用して、入所時のほか、家庭訪問や保護者との個別懇談を活用して、「困っていることや要望があれば、いつでも口頭や連絡ノートでお知らせください」と伝えている。送迎時等の保護者とのコミュニケーションを大切にして、職員は相談しやすい雰囲気づくりに努めている。また、子どもと接する中で、普段と違う様子が見られた場合には保護者と情報共有するなど、信頼関係の構築に努めている。		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㉠・b・c
相談・要望・苦情窓口を設置するほか、苦情対応マニュアルなどが整備され、出された意見等には組織的かつ迅速に対応をしている。園内に意見箱を設置するほか、保護者アンケートの実施や連絡ノートの活用、送迎時等に職員から声かけをするなど、保護者から積極的な意見収集が行われている。また、意見等が出された場合には、保護者やりとりノートに記録を残すほか、職員間で話し合って情報共有を行い、対応をしている。		

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㉑・b・c
園として、主任保育士をリスクマネージャーに選任するとともに、リスクマネジメント表などのフローチャートを作成するなどの体制整備が行われている。また、緊急時の対応マニュアルなどが整備され、事故等が発生した場合には、ヒヤリハット報告書やアクシデント報告書に記録を残すほか、その都度ミーティングを開催し、職員間で再発防止に向けた話し合いが行われている。		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㉑・b・c
感染症発生時の対応マニュアルを策定し、感染症対応のフローチャートや手順を明記している。また、園内研修等で、職員は感染症対策や吐物処理、熱性けいれんなどの対応を学び、迅速な対応に努めている。		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	㉑・b・c
様々な災害に対応した保育所防災マニュアルを整備している。また、年間の消防訓練計画表を作成し、地域の消防署の協力を得て火災に対応した訓練を実施するなど、毎月災害時の安全確保に向けた訓練等が行われている。また、園は公設民営の施設であることから、市行政から災害時の指定避難所・指定緊急避難場所に指定され、地区の防災倉庫が設置され、確保している水や食料などの備蓄類をリスト化するなどの整備も行われている。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・㉑・c
園として、クラス毎の子どもの活動や保育士の動きをまとめた標準的な実施方法の保育マニュアルが文書化され、職員への周知が図られている。今後は、0歳児の口の拭き方など、どの職員が実施しても同じような行為や配慮が実施できるように、違った角度や視点からも検証をするほか、より具体的に標準的な実施方法を追記するなどの整備を職員間で検討するとともに、職員への周知徹底が図られ、統一した保育の提供が行われることを期待したい。		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・㉑・c
標準的な実施方法は、年度末の職員会等で話し合い、見直しが行われている。今後は、見直した箇所を赤字で記載したり、修正箇所をリスト化したり、定期的に改訂版を作成するなど、改善箇所が分かりやすく取りまとめ、新たな見直しの仕組みづくりが行われることを期待したい。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントに基づく指導計画を適切に作成している。	㉑・b・c
入所時のオリエンテーションのほか、家庭訪問や保護者との個別懇談等で情報を聞き、家庭調査票や一人ひとりの状況からニーズ把握を行い、指導計画を作成している。また、必要に応じて、病院等の専門機関から助言を受け、指導計画の中に反映させている。		

43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	㉠・b・c
<p>指導計画の提出手順がフローチャート化され、定期的に指導計画の評価や見直しが行われている。最初に、担任により指導計画の反省や評価、見直しが行われるほか、毎月の提出日を決めて副主任や主任に提出し、必要に応じて、担任と話し合いながら見直しをするとともに、最後に所長が確認を行うなどの評価や見直しの体制が整備されている。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	㉠・b・c
<p>年間や週日案、児童票等に、子どもに関する保育の実施状況が、適切に記録されている。必要に応じて、ミーティングや職員会、カリキュラム会等を活用して、職員への周知が図られ、情報を共有している。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㉠・b・c
<p>個人情報保護方針を定め、十分に説明した上で、職員から個人情報に関する誓約書を提出してもらうとともに、記録などの適切な情報管理が行われている。保護者には、個人情報の取り扱いに関する文書を配布し、写真掲載や保護者への連絡手順などの説明を行い、同意を得ている。また、種類ごとに書類保存年数をリスト化するなどの管理体制が整備され、職員への周知徹底を図るなど、書類の適切な保存や管理にも努めている。</p>		

A-1 保育内容**A-1-(1) 全体的な計画の作成**

	第三者評価結果
A① A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	㉠・b・c

所見欄

児童憲章のほか、保育所の理念や目標、基本方針に基づき、子どもの心身の発達や家庭環境、地域の状況等を考慮して職員間で話し合い、全体的な計画が作成されている。計画の作成後には、定期的に職員が参画し、評価や見直しを行う機会を設けて、次年度等の計画作成に活かしている。
--

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

	第三者評価結果
A② A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	㉠・b・c
A③ A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	㉠・b・c
A④ A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	㉠・b・c
A⑤ A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	㉠・b・c
A⑥ A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
A⑦ A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
A⑧ A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
A⑨ A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
A⑩ A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉠・b・c
A⑪ A-1-(2)-⑩ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	㉠・b・c

所見欄

日々、園内のこまめな清掃を実施するほか、園庭や園舎の整備を行うなど、子どもたちが清潔で安全に過ごせるような環境づくりに努めている。子どもが安心して遊べるように、仕切りを設けて遊びスペースを確保するなどの工夫が行われている。ホールにある滑り台には、安全を確保するための固定と補強が行われ、子どもたちの大好きな場所となっている。

職員は、一人ひとりの子どもの発達状況や生活リズムを把握し、職員会等で話し合いの機会をもちながら、子ども一人ひとりに応じた保育の提供に努めている。

0歳児の保育は、職員との応答的な関わりの中で、情緒の安定が図られている。看護師を配置し、職員間で必要な情報を共有しながら、子どもの健康と安全の確保に努めている。また、保護者と十分に連携を図りながら、一人ひとりの子どもの状態に合わせた保育が行われている。

1、2歳児の保育は、一人ひとりの発達状況に応じて、個別の指導計画をもとにした保育が行われている。「自分でしたい」という子どもの気持ちを大切に、環境を整え、安心して探索活動を行うなど、自発的に活動ができるような配慮が行われている。職員は、保護者とのコミュニケーションを大切に、気持ちに寄り添いながら子どもの成長を見守っている。

3歳以上児の保育は、基本的な生活習慣の定着を図り、一人ひとりの育ちに合わせた保育が行われている。集団の中でも一人ひとりの子どもの個性を尊重し、のびのびとした保育の提供に努めている。活動の中に、フラダンスを取り入れたり、小動物の世話ができる機会を設けたりするなど、子どもが様々な体験が行えるように取り組んでいる。

障がいがある子どもには、安心して生活が送れるように個別支援計画を作成し、成長や状況に応じた保育が行われている。必要に応じて、療育機関とも連携し、助言を受けながら、保護者と必要な情報を共有している。

長時間にわたる保育では、3歳以上児と未満児に保育室を分け、ゆったりとした保育を心がけている。保護者に正確な情報伝達を行うため、連絡・引継ぎノートを活用したり、担当保育士とのコミュニケーションを丁寧に行ったりするなど、保護者との十分な連携が図られる体制が整備されている。

地域の小学生と一緒に交通安全教室に参加するなど、少しずつコロナ禍以前の交流を再開している。また、小学校の教諭が保育所に来訪したり、電話連絡を取り合ったりするなど、必要な情報共有が行われている。

A-1-(3) 健康管理

	第三者評価結果
A⑫ A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	Ⓐ・b・c
A⑬ A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	Ⓐ・b・c
A⑭ A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	Ⓐ・b・c

(保育所版)

所見欄

年間の保健計画や健康管理に関するマニュアルを整備し、子どもの健康管理に留意をしている。体調不良や怪我のある子どもには、常勤の看護師が処置等の対応を行い、看護日誌へ記録するほか、保護者へ報告をしている。また、感染症の罹患状況等を園内に掲示し、保護者との情報共有に繋げている。乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防のために、園内研修等を通して、職員の理解を深めるとともに、午睡時には、午睡チェック表を用いて、5～15分間隔で子どもの様子を確認するなど、一人ひとりの子どもの睡眠状況を把握している。

年2回ずつ健康診断と歯科検診を実施し、受診結果は記録に残すほか、職員へ周知して情報共有するとともに、保健計画の中に反映をしている。また、保護者へは、連絡帳や園内の掲示を活用して結果を報告し、家庭での生活に活用できるようにしている。

アレルギー疾患のある子どもは、医師から意見書を提供してもらうほか、所長と担任、栄養士、保護者を交えて話し合い、除去の必要な食材や服薬等の確認をしている。また、食事の配膳をする際には、名前入りのプレートをお盆に載せ、複数名で確認を行い、子どもへ食事を提供するなどの配慮が行われている。

A-1-(4) 食事

	第三者評価結果
A15 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	Ⓐ・b・c
A16 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	Ⓐ・b・c

所見欄

食育の年間保育計画を作成し、年齢に応じた食育活動が行われている。さつまいもやキュウリなどの野菜の栽培や収穫を通して、子どもが生長の過程を学ぶほか、収穫の喜びや食への興味・関心をもてるように取り組んでいる。保護者と連携し、子どもの発達に合わせて離乳食や刻み食などの食の形態にも対応をしている。担当保育士は、感染症防止のためにアクリル板を設置し、黙食を無理のない程度に行いながらも、クラスで楽しく食事ができるような雰囲気づくりに努めている。栄養士は、毎月給食だよりを発行し、保護者に子どもの食事の様子や人気メニューなどを知らせるほか、給食会議を活用して、子どもの好みのメニューの検討を行うなど、より充実した食事の提供に努めている。また、子どもが食事を楽しむことができるように、展示食の見せ方を工夫したり、誕生日やハロウィンなどの行事の際にイベント食を提供したり、季節や地域の食材を使用するなどの工夫が行われている。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

	第三者評価結果
A17 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	Ⓐ・b・c

(保育所版)

所見欄

職員は、保護者との日々のコミュニケーションを大切にし、連絡ノートでやり取りをするほか、送迎時等を利用して子どもの成長や様子などの情報を共有している。保護者との相談は、「保護者やりとりノート」に記録を残すとともに、職員へ周知し、対応を検討している。また、毎月クラスだよりを発行し、クラスの活動内容や子どもの様子等を伝え、保護者と共有をしている。必要に応じて、職員室や空き教室で保護者との個別懇談を実施するなど、丁寧に意見や意向の聞き取りが行われている。

A-2-(2) 保護者等の支援

	第三者評価結果
A⑱ A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	㉑・b・c
A⑲ A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害のある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	㉑・b・c

所見欄

個別懇談等の様々な場面で、保護者の思いを傾聴するとともに、子どもの様子や成長を共有し、信頼関係の構築に努めている。また、保護者等の多様なニーズに応えられるように、園として21時までの延長保育や休日保育、病児保育にも対応をしている。
登園時に視診や触診を行うほか、日々の関わりを通して、子どもの情緒面の変化にも気を配るなど、虐待の早期発見に努めている。また、虐待の恐れがある場合には、職員会等で話し合い、市の児童虐待対応の手引きをもとにして対応するほか、必要に応じて関係機関への支援に繋げている。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

	第三者評価結果
A⑳ A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	㉑・b・c

所見欄

職員会の中で、保育計画に沿った保育実践の振り返りを行い、全ての職員で改善に向けて取り組んでいる。また、職員一人ひとりの自己評価管理シートを活用することで、個別の課題や改善点を明確にしている。年度始めに、職員会のほか、子どもたちの前で、自身の得意分野や強みなどを発表する機会を設けている。また、法人や園内の研修等の参加や、職員会での話し合いを通して、園全体の課題や改善点を共有して検討を行い、専門性や保育の質の向上に繋げている。